

# 菊陽町農業委員会議事録

令和7年5月9日（金）開催

菊陽町農業委員会

## 令和7年度第2回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年5月9日（金）午後3時30分から午後5時00分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                   |
| (2) 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について                |
| (3) 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                |
| (4) 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項に<br>係る意見決定について |
| (5) 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について               |
| (6) 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について               |
| (7) 報告第3号 | 農地法第4条第1項ただし書の規定による届出について              |
| (8) 報告第4号 | 農地法第5条第1項ただし書の規定による届出について              |

### 2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 真一
4番 西本 穂積	6番 秋吉 祐治	7番 中村 正徳
8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸	

(2) 欠席委員（1人）

5番 鎌田 博昭

### 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 澤田 一臣

事務局職員 村上 学

事務局職員 齋藤 達也

令和 7 年度第 2 回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数 9 名中 9 名、推進委員総数 9 名中 8 名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

はじめに会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農地中間管理事業の推進に係る法律に基づく農用地利用集積等促進計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第 4 条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。  
議事録署名人は 1 番委員、3 番委員にお願いします。

本日の会議書記を事務局にお願いします。

以上で、日程第 1 を終わります。

つづきまして、日程第 2 の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：武藏ヶ丘北3丁目3989番1 外3筆

地目：畠

面積：計5, 044m<sup>2</sup>

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和7年4月30日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は菊池市に本拠地を置く法人で農業者です。取得後はこれまでの営農を継承し、引き続きブルーベリーを栽培・管理を行っていく計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、菊池市泗水町からの通作で管理を行い、6月に専任の従業員も確保する予定で、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は現所有者が農業を担う者として策定されており、今後地域計画の変更を検討することになります。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記され

ています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆6番委員 議案第1号の番号1について6番委員が報告します。

申請者は水稻作を中心に各種野菜を生産する法人です。菊池市で主に無農薬での作付・管理をされており、これまで今回の申請農地も譲渡人により同様の管理をされていたため、継続して無農薬での管理をする方針と聞いています。

これまでの農地所有者が当面の間は栽培・管理の助言・指導を行い、それに合わせて専属の従業員も確保する予定であり、適切な管理がなされることが想定されると思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字町下1745番、1746番

地目：田

面積：計4, 142m<sup>2</sup>

申請理由については、贈与による所有権移転あります。

この議案につきましても、令和7年4月30日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の認定農業者で、畜産業及び土地利用型作物での営農をされています。農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、本申請地には水稻や大麦作付する予定で、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は申請者自身が農業を担う者として管理していく農地として計画策定されています。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員 議案第1号番号2について8番推進委員が報告します。

申請者は本町在住の認定農業者です。現在も肥育業と土地利用型作物での営農をしており、今回は高齢になった■から■への贈与を行う計画です。今後市街化区域への編入が予定されている農地で、将来的には宅地への転用される可能性が高いものですが、それまでの間の管理については問題なく実施できる申請者ではないかと考えられますので、よろしく審議方お願いします。

◎議長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めるます。

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めるます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第4条は、権利移動が伴わない転用でございます。

議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字猿ノ塚2134番2

地 目：畑

転用面積：1, 231 m<sup>2</sup>

転用目的は、農業用倉庫の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月30日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業用施設用地であり、今回はその用途に合わせて設置される

ものに該当するため、「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの報告をお願いします。

◆2番推進委員 議案第2号の番号1について2番推進委員が報告します。

申請者は合志市に本拠地を置く法人で、認定農業者です。本町や合志市で広く芝生の生産をされており、これまで適切な農地管理を行われてきました。現在利用している農業用倉庫が手狭になってきたため、既存倉庫に隣接する本申請地に新たな農業用倉庫を整備する計画です。排水は自然浸透に加え、オーバーフロー部分は既存倉庫の方に流れる用設計されており、周辺農地への影響にも配慮されておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書4ページの議案第3号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村上 4209番1 外2筆

地 目：畑

転用面積：計13, 589m<sup>2</sup>

転用目的は、一時転用による貸駐車場・資材置場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月30日に実施しております。  
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について  
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員 議案第3号の番号1について4番委員が説明します。  
申請者は本町に本拠地を有する法人で、不動産業を中心に経営されています。周辺工場の水回りの施設整備を請け負った事業者が駐車場を探していたことから、本申請地を選定されました。150台規模の駐車であることから、周辺集落の通行には配慮すること、当該農地の耕作者に対して配慮した計画にすること等を現地調査時に要望しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求める  
何かありませんか？

◆1番推進委員 一時転用のため、期間満了後は農地に復旧するという認識で間違えないか。

■事務局 農地に復旧してもらうことになる。

◆ 6番推進委員 一時転用の期間に制限はあるのか。

■事務局 農振農用地の一時転用は最大3年間になる。

◆ 3番委員 転用されるまでの期間に農地の管理をせず雑草などが生えて周りに迷惑がかかることがあるため、管理については気をつけるよう伝えてほしい。

■事務局 適正に管理してもらうよう伝える。

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より、令和7年4月28日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。  
議案書の5ページから12ページをご覧ください。  
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は14件です。  
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

一 同 意 の 声 一

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書の13ページをお願いします。「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。  
場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」  
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書の14ページをお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。  
場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」  
以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第3号について、議案書の15ページをお願いします。「農地法第4条第1項ただし書及び農地法施行規則第29条に規定される許可を要しない農地転用」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。  
場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」

以上です。

◎議長

ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に報告第4号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第4号について、議案書の16ページから19ページをお願いします。「農地法第5条第1項ただし書及び農地法施行規則第53条に規定される許可を要しない農地転用」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。  
場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」  
以上です。

◎議長

ただいまの報告第4号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特にないようですので、以上で報告第4号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後5時00分終了)

会議の顛末、以上とのおり相違ありません。

令和 7 年 5 月 9 日

会長

議事録署名人

議事録署名人